

株 主 各 位

静岡県湖西市鷺津2418番地

株式会社ユニバンス

代表取締役 鈴木一和雄

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月24日（金曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご返送の程お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月27日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県湖西市鷺津2418番地
株式会社ユニバンス 本社会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第78期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第5号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.uvc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(第78回定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 事業報告

(自平成22年4月1日)  
(至平成23年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、上半期においてはエコカー補助金などの自動車購入支援策による国内自動車販売の増加がありました。下半期については補助金終了による国内自動車販売の反動減や円高による自動車メーカーの現地生産・現地調達の加速があり、それにより国内自動車生産は減少したものの、中国を中心とした新興国向けの需要増加や北米向け需要の緩やかな回復により国内自動車部品生産は緩やかな回復基調が継続しておりました。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降は関東・東北地区でのインフラやサプライチェーンの寸断・不安定化により自動車メーカーの国内生産拠点の稼働は大幅に低下し、今尚、回復の見通しも不確定な状況にあります。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度における売上高は、607億17百万円と前期に比べ116億97百万円(23.9%)の増加となりました。

利益面におきましては、3月度の震災影響があったものの、売上高の増加と合理化により、営業利益は12億93百万円(前期は6億8百万円の営業損失)、経常利益は12億96百万円(前期は6億72百万円の経常損失)、当期純利益は11億72百万円(前期は25億84百万円の当期純損失)となりました。

セグメントの概要は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 事業区分   | 第77期   |                   | 第78期   |       | 増減     |         |                |         |
|--------|--------|-------------------|--------|-------|--------|---------|----------------|---------|
|        | 売上高    | 営業利益又は<br>営業損失(△) | 売上高    | 営業利益  | 売上高    |         | 営業利益又は<br>営業損失 |         |
| ユニット事業 | 21,648 | △683              | 29,961 | 612   | 8,313  | (38.4%) | 1,296          | —       |
| 部品事業   | 27,118 | 16                | 30,435 | 600   | 3,317  | (12.2%) | 583            | —       |
| その他事業  | 253    | 49                | 321    | 72    | 68     | (26.9%) | 23             | (47.8%) |
| 消去又は全社 | —      | 9                 | —      | 7     | —      | —       | △2             | —       |
| 合計     | 49,020 | △608              | 60,717 | 1,293 | 11,697 | (23.9%) | 1,901          | —       |

### 1) ユニット事業

北米向けSUV用四輪駆動装置及び農機用駆動装置の販売が増加し、売上高は299億61百万円（前期比38.4%増）となりました。営業利益につきましては、売上高の増加および合理化活動により6億12百万円（前期は6億83百万円の営業損失）となりました。

### 2) 部品事業

中国及び北米向け自動車部品の販売が増加し、売上高は304億35百万円（前期比12.2%増）となりました。営業利益につきましては、売上高の増加および合理化活動により6億円（前期は16百万円の営業利益）となりました。

### 3) その他事業

製品生産量の増加による製品輸送及び工場附帯サービス量の増加により、売上高は3億21百万円（前期比26.9%増）となりました。営業利益につきましては、売上高の増加に伴い72百万円（前期比47.8%増）となりました。

## (2) 資金調達状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として8億円の調達を行いました。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、16億43百万円であります。

また、各セグメントの主な投資は、次のとおりであります。

ユニット事業における設備投資額は9億21百万円であり、内容は新規立ち上がりおよび設備の維持更新によるものであります。

部品事業における設備投資額は6億97百万円であり、内容は新規立ち上がりおよび設備の維持更新によるものであります。

その他事業における設備投資額は24百万円であり、内容は合理化および設備の維持更新によるものであります。

### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                         | 第 75 期<br>(平成20年 3 月期) | 第 76 期<br>(平成21年 3 月期) | 第 77 期<br>(平成22年 3 月期) | 第 78 期<br>(当連結会計年度<br>平成23年 3 月期) |
|-----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                  | 77,843                 | 60,945                 | 49,020                 | 60,717                            |
| 営業利益又は営業損失(△)(百万円)          | 2,690                  | △1,691                 | △608                   | 1,293                             |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円)          | 2,758                  | △1,522                 | △672                   | 1,296                             |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)    | 1,366                  | △5,592                 | △2,584                 | 1,172                             |
| 1株当たり当期純利益又は<br>当期純損失(△)(円) | 66.28                  | △265.90                | △122.87                | 55.75                             |
| 総 資 産(百万円)                  | 45,857                 | 36,465                 | 39,654                 | 40,418                            |
| 純 資 産(百万円)                  | 22,549                 | 15,432                 | 13,699                 | 14,814                            |
| 1株当たり純資産額(円)                | 1,064.33               | 726.58                 | 642.40                 | 695.61                            |

### (5) 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金    | 当社の出資比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------|----------|------------|---------------|
| 株式会社遠州クロム       | 10百万円    | 100.00     | 特殊メッキ加工業      |
| 株式会社ウエストレイク     | 15百万円    | 100.00     | 物流容器の洗浄と管理    |
| 富士協同運輸株式会社      | 10百万円    | 61.50      | 貨物自動車運送業      |
| ユニバンスINC.       | 19百万US\$ | 100.00     | 自動車部品の製造販売    |
| P.T.ユニバンスインドネシア | 6百万US\$  | 85.00      | 同上            |

(注) 平成22年9月にP.T.ユニバンスインドネシアの株式10%を追加取得し、当社の出資比率は85%となりました。

## (6) 対処すべき課題

自動車市場は、主な成長市場が中国やインドおよびアセアンなどの新興国中心へ変化し、主力製品も小型車へ変化したことにより、自動車の低価格化や小型・軽量化が加速してきており、今後も続くと予想されます。それにより、新興国を中心とした自動車の現地生産や自動車部品の現地調達が進み、自動車部品業界では、グローバルでの製品の競争激化が一層加速すると予想されます。

このような環境下において、当社グループは企業価値を高めながら、製品競争力と収益力の両立を図るため事業構造の変革に取り組んでおります。具体的には、将来を見据えた競争力ある軽量・コンパクトで低フリクションな製品の開発、多品種少量生産を低コストで行なう“ユニバンス流ものづくり”（=UNIVANCE Production Way）の強化と新技術の実用化を推進し、グローバルでの事業戦略達成のため経営資源の効率的な再配置を行い、製品競争力と収益力の向上に取り組んでおります。

具体的な取り組み内容は下記内容を核とした活動となります。

- ①低コストで環境・省エネルギー対応のユニットのビジネス拡大
  - 1) 軽量コンパクトなFF用・FR用トランスファーユニット
  - 2) 軽量コンパクトで低フリクションなマニュアルトランスミッション
  - 3) ハイブリッド及び電気自動車用ユニット
- ②コア技術を活用した部品ビジネスの拡大
  - 1) コア技術を活かした競争力ある既存製品の拡販
  - 2) 省資源、低コストのための工法開発
- ③グローバルでの事業戦略
  - 1) アセアン域での部品生産及び部品ビジネス拠点としてのインドネシア拠点の拡充と強化
  - 2) 北米でのユニット及び四輪車部品ビジネス拠点としての北米拠点の再構築
  - 3) アセアン域でのユニットビジネス拡販の為のタイ拠点の新設
  - 4) グループのマザー工場としてのコア技術を生かした次世代ビジネス拠点としての日本拠点の再構築

また、社会から信頼される企業として、地球環境への活動に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスに向けての充実を図り、透明性、健全性を更に高める活動の推進に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

| セグメント区分 | 事業内容                | 主要製品                                                                          |
|---------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ユニット事業  | マニュアルトランスミッション(M/T) | SUV車・商用車用トランスミッション                                                            |
|         | 四輪駆動装置              | 4WD用トランスファー、フルタイム4WD用駆動力配分装置（AXC）、トルク感応型カム式LSD（SURETRAC）、ハイブリッド用ユニット、四輪バギー用部品 |
|         | 産業機械                | 農業機械用トランスミッション、建設機械用減速機、フォークリフト用トランスミッション、工作機械                                |
| 部品事業    | 部品                  | オーバーランニングクラッチ、インプットシャフト、インナーレース、フランジコンパニオン、ディスクブレーキ、ステアリング用部品                 |
| その他事業   | 物流・工場附帯サービス         | 物流容器の洗浄、工場内作業、製品等輸送                                                           |

(8) 主要な営業所および工場（平成23年3月31日現在）

|                 |                                                |
|-----------------|------------------------------------------------|
| 当 社             | 本社および本社工場：静岡県湖西市<br>湖西工場：静岡県湖西市<br>浜松工場：静岡県浜松市 |
| 株式会社遠州クロム       | 本社および本社工場：静岡県浜松市                               |
| 株式会社ウエストレイク     | 本社および本社工場：静岡県湖西市                               |
| 富士協同運輸株式会社      | 本社：静岡県湖西市                                      |
| ユニバンスINC.       | 本社および本社工場：アメリカ合衆国ケンタッキー州                       |
| P.T.ユニバンスインドネシア | 本社および本社工場：インドネシア共和国                            |
| 株式会社富士部品製作所     | 本社および本社工場：静岡県湖西市                               |

(9) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分   | 従業員数        | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|-------------|
| ユニット事業 | 619 (244)   | 33 (167)    |
| 部品事業   | 712 (275)   | △34 (181)   |
| その他事業  | 70 (28)     | 15 (20)     |
| 合計     | 1,401 (547) | 14 (368)    |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数          | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|-------------|-------|--------|
| 1,172 (462) 名 | △11 (313) 名 | 39.0歳 | 16.5年  |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額（平成23年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額（百万円） |
|--------------|----------|
| 株式会社静岡銀行     | 7,528    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 1,781    |
| 株式会社みずほ銀行    | 1,153    |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事実はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 23,396,787株（自己株式2,343,028株を含む）  
 (3) 株主数 2,217名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                 | 当 社 へ の 出 資 状 況 |               |
|-----------------------|-----------------|---------------|
|                       | 持 株 数 （ 千 株 ）   | 持 株 比 率 （ % ） |
| 鈴 木 一 和 雄             | 2,541           | 12.07         |
| ス ズ キ 株 式 会 社         | 1,937           | 9.20          |
| 大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社     | 1,900           | 9.03          |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行       | 956             | 4.54          |
| 株 式 会 社 ミ ツ バ         | 612             | 2.91          |
| 谷 史 子                 | 590             | 2.81          |
| 富 裕 会 持 株 会           | 571             | 2.72          |
| 谷 朗                   | 482             | 2.29          |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 330             | 1.57          |
| ユ ニ バ ン ス 従 業 員 持 株 会 | 288             | 1.37          |

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 当社は、自己株式2,343,028株を保有しておりますが、上記大株主から除外してあります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

| 会社における地位          | 氏 名    | 担当および重要な兼職の状況等                       |
|-------------------|--------|--------------------------------------|
| 代表取締役<br>（社長執行役員） | 鈴木 一和雄 | 内部監査室                                |
| 代表取締役<br>（常務執行役員） | 村松 通泰  | 技術開発部門管掌、UPW推進室管掌                    |
| 取締役<br>（常務執行役員）   | 尾崎 徹   | 品質保証最高責任者、環境管理責任者、購買部管掌、生産本部管掌、品質保証部 |
| 取締役<br>（常務執行役員）   | 中村 寿男  | 財務担当責任者、経営管理部管掌、営業部副管掌、総務部管掌、関係会社管掌  |
| 取締役<br>（常務執行役員）   | 中島 邦彦  | 営業部管掌、DT推進グループ管掌                     |
| 取締役<br>（常務執行役員）   | 古橋 則昭  | アセアン担当、P.T.ユニバンスインドネシア社長、タイ事業準備室     |
| 取締役相談役            | 谷 朗    |                                      |
| 監査役               | 小楠 孝夫  | 常勤監査役                                |
| 監査役               | 才木 進   | 常勤監査役                                |
| 監査役               | 神村 保   | スズキ株式会社 常勤監査役                        |
| 監査役               | 豊田 滋   | 税理士                                  |
| 監査役               | 森嶋 正   | 公認会計士                                |

- (注) 1. 監査役神村保氏、豊田滋氏および森嶋正氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役神村保氏、豊田滋氏および森嶋正氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役神村保氏は、スズキ株式会社の現任監査役であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役豊田滋氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役森嶋正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役豊田滋氏および監査役森嶋正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(ご参考) 執行役員

| 会社における地位 | 氏名    | 担当                |
|----------|-------|-------------------|
| 執行役員     | 鵜野 恭弘 | 営業部、UNIVANCE INC. |
| 執行役員     | 小島 二郎 | 生産本部、UPW推進室(副)    |
| 執行役員     | 小野 雅史 | 技術部               |
| 執行役員     | 岡田 義夫 | 商品設計部、設計推進部       |
| 執行役員     | 池谷 明大 | 総務部               |
| 執行役員     | 櫻井 芳久 | 購買部               |
| 執行役員     | 池谷 光規 | 工機部、UPW推進室(正)     |
| 執行役員     | 谷 典幸  | 経営管理部             |

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 支給人員(名)  | 支給額(千円)           |
|------------------|----------|-------------------|
| 取締役              | 7        | 139,565           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(3) | 35,563<br>(8,383) |
| 合計               | 12       | 175,128           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第73回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第73回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度末に役員賞与引当金として計上し、当事業年度の費用として処理した下記の金額を含んでおります。
- ・取締役 7名 12,960千円
4. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法  
取締役報酬は定額報酬と業績連動賞与の2本立てとし、株主総会でご承認頂いた報酬枠内で決定しております。定額報酬は取締役会からの委任により代表取締役が決定し、業績連動賞与については企業業績を反映させることを基本としております。なお、役員報酬の一定額を拠出し役員持株会を通じ自社株式を購入し、在任中は保有することにしております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

| 地 位 | 氏 名   | 兼 職 す る 法 人 等 | 兼 職 の 内 容 |
|-----|-------|---------------|-----------|
| 監査役 | 神 村 保 | スズキ株式会社       | 常勤監査役     |
| 監査役 | 豊 田 滋 | 豊田滋税理士事務所     | 代表        |
| 監査役 | 森 嶋 正 | 森嶋公認会計士事務所    | 代表        |

(注) 当社とスズキ株式会社とは、製品販売等の取引関係があります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### ・取締役会および監査役会への出席状況

|           | 取締役会（18回開催） |        | 監査役会（14回開催） |        |
|-----------|-------------|--------|-------------|--------|
|           | 出席回数(回)     | 出席率(%) | 出席回数(回)     | 出席率(%) |
| 監査役 神 村 保 | 13          | 72.2   | 12          | 85.7   |
| 監査役 豊 田 滋 | 15          | 83.3   | 12          | 85.7   |
| 監査役 森 嶋 正 | 13          | 72.2   | 12          | 85.7   |

##### ・取締役会および監査役会における発言状況

監査役神村保氏は、主要自動車メーカーの現任監査役としての知見に基づき発言を行っており、監査役豊田滋氏は、主に税理士としての知見から、また、監査役森嶋正氏は、公認会計士としての知見に基づいた企業会計の専門的見地から助言・提言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役の3名（神村保氏、豊田滋氏、森嶋正氏）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で監査法人の種類の変更により、有限責任 あずさ監査法人となりました。

### (2) 報酬等の額

|                                | 支払額 (千円) |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21,000   |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000   |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、当社都合の場合の他、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し又は公序良俗に反する行為を行う等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

### (4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社子会社ユニバンスINC. および、P. T. ユニバンスインドネシアは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該子会社の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法「これらの法律に相当する外国の法令を含む。」の規定によるものに限る。）を行なっております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「株式会社ユニバンス コンプライアンス基準」をコンプライアンスの行動規範とし、周知徹底を図っております。また、年一度コンプライアンス月間を設け全員に徹底を図っております。

また、内部監査室にてコンプライアンスの状況をモニタリングしております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および社内規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書により保存しております。また、取締役および監査役は、常時これらを閲覧できるものとなっております。

今後は内部統制の再評価を行うなかで、情報管理の更なる充実を図ってまいります。

### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

事業に関連する様々なリスクに適切に対応するために、環境、安全、生産、品質等の会議体・委員会を設け、活動を行っております。

リスクの低減に積極的に取り組むために、内部統制の研修を全社レベルで実施しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営環境変化へ迅速に対応できるよう、執行役員制度を平成14年6月より導入し、経営の意思決定および執行に対する監督機能と執行機能を分離した事業運営を図っております。

今後は内部統制の再評価を行うなかで、権限規程をはじめとして、一層の効率的職務執行のための見直しに取り組んでまいります。

**(5) 当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は子会社へ取締役、監査役を派遣し、監視・監督・監査を行っております。

今後は、子会社を含めた内部統制の整備を図るとともに内部監査室による監査の充実も図ってまいります。

**(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人は配置いたしておりませんが、法令に従い監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を置くことといたします。

**(7) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告する体制**

取締役、執行役員および使用人は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼす事実がある場合は、その内容を速やかに監査役に報告しており、また、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況についても報告しております。なお、監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、稟議内容をはじめとし通常業務および財産の状況調査を随時行う体制となっております。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役および会計監査人との間で、必要に応じて意見交換を行い、取締役、執行役員および使用人に対して個別にヒアリングを実施しております。

## 6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）

### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えており、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社では、当社の企業価値および株主共同利益を向上させるための取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### (2) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月24日開催の当社第75回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入をご決議いただいております。

本対応方針の内容については、当社ホームページ(<http://www.uvc.co.jp/>)をご参照ください。

なお、現行の買収防衛策の有効期限満了にあたり、本定時株主総会において、一部内容を修正した上で、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」について継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。詳細については、後記の株主総会参考書類に記載の第5号議案をご参照ください。

(3) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること、当社の企業価値および当社株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにその理由

① 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にはのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

「会社の支配に関する基本方針」の内容で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かを最終的に当社株主の皆様判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

**(4) 当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて**

① 企業価値および株主共同利益向上の取組み

当社グループは、昭和12年の設立以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、国際的に通用する駆動系製品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては、ユニバンスは「独立メーカーとして技術を中心に生きていく」を経営ビジョンに掲げ、一つ目は「全社体質改善の徹底により、足元を固め筋肉質な企業体を築くこと」、二つ目として「市場、顧客ニーズにお応え出来る高付加価値製品を効率的にビジネス展開すること」を活動の方針として取り組んでおります。

自動車部品業界において、お客様のニーズの多様化やグローバル競争を勝ち抜くため、製品・技術開発力強化、グローバル調達を推進させ、アジアでのビジネスを核にグローバルに競争力ある製品の提案に取り組んでまいります。将来に向けた製品競争力強化につなげるため“ユニバンス流ものづくり”（＝UNIVANCE Production Way）の強化と新技術の実用化に向けた高付加価値商品開発により次世代ビジネスを確立させ、企業価値向上に取り組んでまいります。

今後も、中・長期を見据えながら「経営革新」を図り、全社一丸によるグローバルな高収益企業を目指し推進してまいります。

② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の皆様の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。また、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行い、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

取締役会は定時取締役会を1ヶ月に1回開催するとともに、必要に応じて常務会を開催し、経営に関する重要事項について十分な審議を行い決定につなげております。

監査役は5名で構成されており、うち2名が常勤監査役、3名が社外監査役であります。監査役には原則として財務・会計に知見を有する人材を選任するとともに、経営陣からは独立した立場にある社外監査役を選任し、業務執行に対する監査役の監督機能を充分果たせる仕組みを構築しております。

また、社長直轄の内部監査室を設け、内部統制システムを整備し、内部牽制と監査体制を強化しております。

## 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| ( 資 産 の 部 )        |                   | ( 負 債 の 部 )          |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>23,451,159</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>14,938,378</b> |
| 現金及び預金             | 9,957,549         | 支払手形及び買掛金            | 6,622,499         |
| 受取手形及び売掛金          | 8,093,056         | 短期借入金                | 3,629,536         |
| 製 品                | 963,494           | 未 払 金                | 1,779,777         |
| 仕 掛 品              | 1,446,533         | 未 払 費 用              | 1,649,805         |
| 原材料及び貯蔵品           | 2,100,030         | 未 払 法 人 税 等          | 64,013            |
| 繰延税金資産             | 5,856             | 賞 与 引 当 金            | 692,165           |
| 前 払 費 用            | 103,035           | 役員賞与引当金              | 12,960            |
| そ の 他              | 793,940           | 事業構造改善引当金            | 368,664           |
| 貸倒引当金              | △12,338           | 環境対策引当金              | 28,563            |
|                    |                   | そ の 他                | 90,392            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>16,967,119</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>10,665,393</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>12,774,799</b> | 長期借入金                | 6,833,409         |
| 建 物                | 2,440,441         | 繰延税金負債               | 757,517           |
| 構 築 物              | 468,161           | 退職給付引当金              | 2,672,638         |
| 機 械 装 置            | 6,752,755         | 役員退職慰労引当金            | 307,880           |
| 車 両 運 搬 具          | 60,822            | 資産除去債務               | 86,424            |
| 工具器具備品             | 335,748           | そ の 他                | 7,523             |
| 土 地                | 2,546,142         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>25,603,771</b> |
| 建設仮勘定              | 170,727           | ( 純 資 産 の 部 )        |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>769,914</b>    | <b>株 主 資 本</b>       | <b>14,257,757</b> |
| 電話加入権              | 11,608            | 資 本 金                | 3,500,000         |
| 借 地 権              | 399,268           | 資 本 剰 余 金            | 2,075,882         |
| 施設利用権              | 5,437             | 利 益 剰 余 金            | 9,307,302         |
| ソフトウェア             | 353,600           | 自 己 株 式              | △625,427          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,422,405</b>  | その他の包括利益累計額          | 371,119           |
| 投資有価証券             | 3,363,473         | その他有価証券評価差額金         | 1,013,478         |
| 長期前払費用             | 238               | 為替換算調整勘定             | △642,358          |
| そ の 他              | 58,693            | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>185,631</b>    |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>14,814,508</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>40,418,279</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>40,418,279</b> |

# 連結損益計算書

(自平成22年4月1日)  
(至平成23年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額        |
|-----------------------------|------------|
| 売 上 高                       | 60,717,802 |
| 売 上 原 価                     | 54,104,559 |
| 売 上 総 利 益                   | 6,613,242  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 5,320,098  |
| 営 業 利 益                     | 1,293,144  |
| 営 業 外 収 益                   | 193,316    |
| 受 取 利 息                     | 5,552      |
| 受 取 配 当 金                   | 30,579     |
| 受 取 貸 貸 料 金                 | 23,401     |
| 受 取 補 償 金                   | 51,630     |
| そ の 他                       | 82,152     |
| 営 業 外 費 用                   | 190,347    |
| 支 払 利 息                     | 178,932    |
| 為 替 差 損                     | 10,372     |
| そ の 他                       | 1,043      |
| 経 常 利 益                     | 1,296,113  |
| 特 別 利 益                     | 43,854     |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 22,132     |
| 負 の の れ ん 発 生 益             | 3,653      |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額             | 8,483      |
| そ の 他                       | 9,585      |
| 特 別 損 失                     | 137,251    |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 643        |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 23,192     |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額         | 83,621     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 29,794     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       | 1,202,715  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 58,577     |
| 法 人 税 等 還 付 税 額             | △27,774    |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △20,830    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | 1,192,743  |
| 少 数 株 主 利 益                 | 20,228     |
| 当 期 純 利 益                   | 1,172,514  |

## 連結株主資本等変動計算書

(自平成22年4月1日)  
(至平成23年3月31日)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成22年3月31日 残高             | 3,500,000 | 2,075,882 | 8,176,895 | △625,318 | 13,127,459  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |           |          |             |
| 剰余金の配当                    |           |           | △42,107   |          | △42,107     |
| 当期純利益                     |           |           | 1,172,514 |          | 1,172,514   |
| 自己株式の取得                   |           |           |           | △108     | △108        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          | -           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -         | -         | 1,130,406 | △108     | 1,130,298   |
| 平成23年3月31日 残高             | 3,500,000 | 2,075,882 | 9,307,302 | △625,427 | 14,257,757  |

|                           | その他の包括利益累計額  |                 |               | 少 数 株 主 分 持 | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------|--------------|-----------------|---------------|-------------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為 替 換 算 勘 定 調 整 | その他の包括利益累計額合計 |             |            |
| 平成22年3月31日 残高             | 926,357      | △543,884        | 382,473       | 189,536     | 13,699,469 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |                 |               |             |            |
| 剰余金の配当                    |              |                 |               |             | △42,107    |
| 当期純利益                     |              |                 |               |             | 1,172,514  |
| 自己株式の取得                   |              |                 |               |             | △108       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 87,120       | △98,474         | △11,353       | △3,905      | △15,259    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 87,120       | △98,474         | △11,353       | △3,905      | 1,115,038  |
| 平成23年3月31日 残高             | 1,013,478    | △642,358        | 371,119       | 185,631     | 14,814,508 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 株式会社遠州クロム  
株式会社ウエストレイク  
富士協同運輸株式会社  
ユニバンスINC.  
P. T. ユニバンスインドネシア

非連結子会社はない

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 1社
- ・持分法適用関連会社の名称 株式会社富士部品製作所

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ユニバンスINC.及びP. T. ユニバンスインドネシアは、事業年度末日が12月31日であり、連結決算日と異なっているが、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行ったうえ連結している。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
- ・時価のないもの 総平均法による原価法

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品・仕掛品・原材料 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出している。

- ・貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出している。

（会計方針の変更）

当社は、従来、貯蔵品については最終仕入原価法によっていたが、当連結会計年度より総平均法による評価方法に変更している。この変更は、仕入価格変動による損益計算への影響を平準化し、より適正なたな卸

資産の評価及び期間損益の計算を行うことを目的として、総平均法を評価方法とする管理システムを採用したことによるものである。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響に与える影響は軽微である。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は  
建物（建物附属設備は除く）

- a 平成10年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法によっている。
- b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの  
旧定額法によっている。
- c 平成19年4月1日以後に取得したもの  
定額法によっている。

建物以外

- a 平成19年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法によっている。
- b 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定率法によっている。

また、在外連結子会社は建物については定額法、建物以外の資産については定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 5年～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～9年  |
| 工具器具備品    | 3年～15年 |

### ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失等に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上している。

### ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上している。

## ニ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法に基づき費用処理している。

## ホ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を引当計上していたが、平成19年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、平成19年7月以降新たな引当計上は行っていない。

当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度の廃止以前から在職している役員に対する支給見込額である。

## ヘ. 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

## ト. 事業構造改善引当金

当社の事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上している。

## ④ 重要なヘッジ会計の方法

### イ. ヘッジ手段・ヘッジ対象とヘッジ会計の方法

外貨建売掛金に付された為替予約について振当処理を行っている。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例の処理によっている。

### ロ. ヘッジ方針

為替変動リスク回避を目的として原則として全ての外貨建売掛金について為替予約を行っている。

また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っている。

これらの取引は投機目的やトレーディング目的のために利用していない。

### ハ. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引は、振当処理によっているため、ヘッジ有効性評価は省略している。

金利スワップは、特例処理によっているため、有効性の判定を省略している。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっている。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価方法によっている。

(6) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。

これにより、営業利益および経常利益は、それぞれ1,144千円の減少、税金等調整前当期純利益は84,765千円減少している。また、当会計基準等の適用による資産除去債務の計上額は86,424千円である。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用している。

(7) 表示方法の変更

(連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更している。

(連結損益計算書)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更している。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|      |           |
|------|-----------|
| 建物   | 92,012千円  |
| 機械装置 | 97,661千円  |
| 土地   | 550,069千円 |
| 計    | 739,743千円 |

上記の物件は、長期借入金及び短期借入金6,248,369千円の担保に供している。

|                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 | 56,572,676千円 |
| (3) 有形固定資産の圧縮記帳累計額          | 65,708千円     |
| (4) 受取手形裏書譲渡高               | 1,723千円      |

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 23,396,787株  | 一株           | 一株           | 23,396,787株  |

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額等

| (決議)                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配<br>当額(円) | 基準日        | 効力発生日      | 配当の原資 |
|---------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成22年11月12日<br>取締役会 | 普通株式  | 42,107         | 2               | 平成22年9月30日 | 平成22年12月8日 | 利益剰余金 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議予定)               | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配<br>当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 63,161         | 利益剰余金 | 3               | 平成23年3月31日 | 平成23年6月28日 |

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達し、一時的な余資運用は主に短期的な預金等に限定している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されているが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日である。

借入金の使途は主に設備投資資金であり、償還日は最長で決算日後6年である。このうち一部は金利変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしている。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても当社と同様の管理を行っている。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、為替変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。また借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用している。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引金額等を定めた管理規程に従い、経営管理部が決裁担当者の承認を得て行っている。

なお、連結子会社についても同様の管理を行っている。

3) 資産調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成し、更新することにより、流動性リスクを管理している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含んでいない（注2）参照）。

|               | 連結貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円)     | 差額(千円) |
|---------------|----------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金    | 9,957,549      | 9,957,549  | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 8,093,056      |            |        |
| 貸倒引当金(*1)     | △11,348        |            |        |
|               | 8,081,707      | 8,081,707  | —      |
| (3) 投資有価証券    |                |            | —      |
| その他有価証券       | 3,197,861      | 3,197,861  | —      |
| 資産計           | 21,237,118     | 21,237,118 | —      |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 6,622,499      | 6,622,499  | —      |
| (2) 長期借入金(*2) | 9,182,945      | 9,184,779  | 1,834  |
| 負債計           | 15,805,444     | 15,807,279 | 1,834  |
| デリバティブ取引      | —              | —          | —      |

(\*1) (2) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除している。

(\*2) (2) 長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれている。

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりである。

|                        | 種類      | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------|---------|--------------------|--------------|------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | (1) 株式  | 3,019,538          | 1,422,815    | 1,596,723  |
|                        | (2) 債券  | —                  | —            | —          |
|                        | (3) その他 | —                  | —            | —          |
|                        | 小計      | 3,019,538          | 1,422,815    | 1,596,723  |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式  | 178,322            | 211,203      | △32,881    |
|                        | (2) 債券  | —                  | —            | —          |
|                        | (3) その他 | —                  | —            | —          |
|                        | 小計      | 178,322            | 211,203      | △32,881    |
| 合 計                    |         | 3,197,861          | 1,634,019    | 1,563,841  |

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当事項なし。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりである。

(単位：千円)

| ヘッジ会計の方法    | 取引の種類                    | 主なヘッジ対象 | 当連結会計年度（平成23年3月31日） |            |      |
|-------------|--------------------------|---------|---------------------|------------|------|
|             |                          |         | 契約額等                | 契約額等のうち1年超 | 時価   |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>変動受取<br>固定支払 | 長期借入金   | 1,372,000           | 1,097,800  | (*1) |
| 為替予約取引の振当処理 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル      | 売掛金     | 58,147              | —          | (*2) |

(\*1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(\*2) 為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含め記載している。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 64,747         |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|-------------|
| 現金及び預金    | 9,957,549    | —           |
| 受取手形及び売掛金 | 8,093,056    | —           |
| 合 計       | 18,050,605   | —           |

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 2,349,536    | 2,271,596           | 2,090,596           | 1,760,017           | 711,200     |
| 合 計   | 2,349,536    | 2,271,596           | 2,090,596           | 1,760,017           | 711,200     |

#### 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 695円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 55円75銭  |

#### 6. 重要な後発事象に関する注記

子会社の設立

平成23年2月22日に当社取締役会にて決議された海外子会社の設立に関して、平成23年4月5日に設立が完了した。

子会社の概要は次のとおりである。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 1. 商号   | UNIVANCE (Thailand) Co., Ltd. |
| 2. 所在地  | タイ王国 チョンブリ県                   |
| 3. 代表者  | 佐藤文雄                          |
| 4. 資本金  | 142百万バーツ (約400百万円)            |
| 5. 出資比率 | 当社99.99%、その他個人3名              |
| 6. 事業内容 | 四輪駆動装置の製造販売                   |
| 7. 従業員数 | 約100名 (予定)                    |

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| ( 資 産 の 部 )        |                   | ( 負 債 の 部 )          |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>22,549,477</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>15,155,823</b> |
| 現金及び預金             | 9,543,108         | 買掛金                  | 6,492,264         |
| 受取手形               | 5,248             | 短期借入金                | 1,720,000         |
| 売掛金                | 7,974,649         | 一年以内返済予定の長期借入金       | 2,349,536         |
| 製品                 | 923,968           | 未払金                  | 1,789,571         |
| 仕掛品                | 1,342,438         | 未払費用                 | 1,611,021         |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,916,312         | 未払法人税等               | 34,314            |
| 材料支給未収入金           | 645,229           | 賞与引当金                | 663,578           |
| 未収収益               | 634               | 役員賞与引当金              | 12,960            |
| 未収入金               | 137,259           | 事業構造改善引当金            | 368,664           |
| 前払費用               | 49,479            | 環境対策引当金              | 28,563            |
| その他                | 23,149            | 繰延税金負債               | 9,558             |
| 貸倒引当金              | △12,000           | その他                  | 75,790            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>17,685,368</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>10,635,905</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>11,856,764</b> | 長期借入金                | 6,833,409         |
| 建物                 | 2,154,655         | 資産除去債務               | 85,593            |
| 構築物                | 459,962           | 退職給付引当金              | 2,623,105         |
| 機械装置               | 6,618,658         | 役員退職慰労引当金            | 307,880           |
| 車両運搬具              | 29,078            | 繰延税金負債               | 785,917           |
| 工具器具備品             | 293,552           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>25,791,729</b> |
| 土地                 | 2,300,857         | ( 純 資 産 の 部 )        |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>753,264</b>    | <b>株 主 資 本</b>       | <b>13,426,646</b> |
| 電話加入権              | 11,280            | 資本金                  | 3,500,000         |
| 借地権                | 387,614           | 資本剰余金                | 2,076,998         |
| 施設利用権              | 780               | 資本準備金                | 1,812,751         |
| ソフトウェア             | 353,589           | その他資本剰余金             | 264,246           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>5,075,339</b>  | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>8,479,728</b>  |
| 投資有価証券             | 3,257,434         | 利益準備金                | 718,322           |
| 関係会社株式             | 1,530,352         | その他利益剰余金             | 7,761,405         |
| 関係会社長期貸付金          | 251,575           | 買換資産積立金              | 256,341           |
| 長期前払費用             | 220               | 固定資産圧縮積立金            | 102,058           |
| その他                | 36,056            | 別途積立金                | 5,319,095         |
| 貸倒引当金              | △300              | 繰越利益剰余金              | 2,083,911         |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>40,234,846</b> | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△630,080</b>   |
|                    |                   | 評価・換算差額等             | 1,016,470         |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金         | 1,016,470         |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>14,443,117</b> |
|                    |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>40,234,846</b> |

# 損 益 計 算 書

(自平成22年4月1日)  
(至平成23年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 59,427,102 |
| 売 上 原 価                 | 53,350,713 |
| 売 上 総 利 益               | 6,076,388  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 4,765,149  |
| 営 業 利 益                 | 1,311,239  |
| 営 業 外 収 益               | 196,130    |
| 営 業 外 費 用               | 187,866    |
| 経 常 利 益                 | 1,319,504  |
| 特 別 利 益                 | 19,226     |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 1,746      |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 7,944      |
| そ の 他                   | 9,536      |
| 特 別 損 失                 | 136,442    |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 23,140     |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 643        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 29,794     |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額     | 82,863     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 1,202,288  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,237      |
| 法 人 税 等 還 付 税 額         | △15,987    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △17,708    |
| 当 期 純 利 益               | 1,228,748  |

# 株主資本等変動計算書

(自平成22年4月1日)  
(至平成23年3月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |         |             |               |            |             |          | 自己株式       | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|---------|-------------|---------------|------------|-------------|----------|------------|-------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |              | 利益準備金   | 利益剰余金       |               |            |             |          |            |             |
|                         |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 |         | 買換資産<br>積立金 | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |          |            |             |
| 平成22年3月31日 残高           | 3,500,000 | 1,812,751 | 264,246      | 718,322 | 279,300     | 110,087       | 5,319,095  | 866,282     | △629,971 | 12,240,115 |             |
| 事業年度中の変動額               |           |           |              |         |             |               |            |             |          |            |             |
| 買換資産積立金の取崩              |           |           |              |         | △22,959     |               |            | 22,959      |          | -          |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |           |           |              |         |             | △8,029        |            | 8,029       |          | -          |             |
| 剰余金の配当                  |           |           |              |         |             |               |            | △42,107     |          | △42,107    |             |
| 当期純利益                   |           |           |              |         |             |               |            | 1,228,748   |          | 1,228,748  |             |
| 自己株式の取得                 |           |           |              |         |             |               |            |             | △108     | △108       |             |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |              |         |             |               |            |             |          | -          |             |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -         | -            | -       | △22,959     | △8,029        |            | 1,217,628   | △108     | 1,186,531  |             |
| 平成23年3月31日 残高           | 3,500,000 | 1,812,751 | 264,246      | 718,322 | 256,341     | 102,058       | 5,319,095  | 2,083,911   | △630,080 | 13,426,646 |             |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 平成22年3月31日 残高           | 931,009          | 931,009        | 13,171,124 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                |            |
| 買換資産積立金の取崩              |                  |                | -          |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |                  |                | -          |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △42,107    |
| 当期純利益                   |                  |                | 1,228,748  |
| 自己株式の取得                 |                  |                | △108       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 85,461           | 85,461         | 85,461     |
| 事業年度中の変動額合計             | 85,461           | 85,461         | 1,271,992  |
| 平成23年3月31日 残高           | 1,016,470        | 1,016,470      | 14,443,117 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 製品・仕掛品・原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出している。

ロ. 貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出している。

（会計方針の変更）

当社は、従来、貯蔵品については最終仕入原価法によっていたが、当事業年度より総平均法による評価方法に変更している。この変更は、仕入価格変動による損益計算への影響を平準化し、より適正なたな卸資産の評価及び期間損益の計算を行うことを目的として、総平均法を評価方法とする管理システムを採用したことによるものである。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微である。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）

a 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっている。

b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっている。

c 平成19年4月1日以後に取得したもの

定額法によっている。

建物以外

a 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっている。

b 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっている。

なお、主な耐用年数は次のとおりである。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 5～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～9年  |
| 工具器具備品    | 3～15年 |

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

② 無形固定資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 投資損失引当金

関係会社の価値の減少による損失に備えるため、関係会社の財務状態の実情を勘案し、必要額を見積計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。

④ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上している。

⑤ 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法に基づき費用処理をしている。

- ⑦ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を引当計上していたが、平成19年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、平成19年7月以降新たな引当計上は行っていない。  
当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度の廃止以前から在職している役員に対する支給見込額である。
- ⑧ 事業構造改善引当金 当社の事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上している。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ手段・ヘッジ対象とヘッジ会計の方法

外貨建売掛金に付された為替予約について振当処理を行っている。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例の処理を行っている。

② ヘッジ方針

為替変動リスク回避を目的として原則として全ての外貨建売掛金について為替予約を行っている。

また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っている。

これらの取引は投機目的やトレーディング目的のために利用していない。

③ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引は、振当処理によっているため、ヘッジ有効性評価は省略している。

金利スワップは、特例処理によっているため、有効性の判定を省略している。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっている。

(6) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。

これにより、営業利益および経常利益は、それぞれ1,071千円の減少、税引前当期純利益は83,935千円減少している。また、当会計基準等の適用による資産除去債務の計上額は85,593千円である。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|      |           |
|------|-----------|
| 建物   | 92,012千円  |
| 機械装置 | 97,661千円  |
| 土地   | 319,329千円 |
| 計    | 509,002千円 |

上記の物件は、一年以内返済予定の長期借入金1,545,188千円、長期借入金4,703,181千円の担保に供している。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 54,297,341千円

(3) 有形固定資産の圧縮記帳累計額 65,708千円

(4) 関係会社株式は、投資損失引当金605,547千円を控除後の金額である。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりである。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 158,099千円 |
| 長期金銭債権 | 251,575千円 |
| 短期金銭債務 | 626,412千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 売上高        | 424,900千円   |
| 仕入高        | 1,034,169千円 |
| その他の営業取引高  | 599,454千円   |
| 営業取引以外の取引高 | 27,125千円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,342,673株 | 355株       | 一株         | 2,343,028株 |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り及び買増請求によるものである。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:千円)

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 賞与引当金        | 268,585    |
| 退職給付引当金      | 1,041,373  |
| 役員退職慰労引当金    | 122,228    |
| 子会社株式        | 373,974    |
| 投資損失引当金      | 240,402    |
| 減損損失         | 302,819    |
| 事業構造改善引当金    | 146,359    |
| 有価証券         | 90,781     |
| その他          | 738,906    |
| 繰延税金資産小計     | 3,325,430  |
| 評価性引当額       | △3,325,430 |
| 繰延税金資産合計     | —          |
| 繰延税金負債       |            |
| 棚卸資産         | △9,558     |
| 買換資産積立金      | △168,768   |
| 固定資産圧縮積立金    | △67,192    |
| その他有価証券評価差額金 | △549,297   |
| その他          | △658       |
| 繰延税金負債合計     | △795,475   |
| 繰延税金負債の純額    | △795,475   |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりである。

### (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|             | 取得価額相当額(千円) | 減価償却累計額相当額(千円) | 期末残高相当額(千円) |
|-------------|-------------|----------------|-------------|
| 機 械 装 置     | 181,200     | 151,321        | 29,878      |
| 工 具 器 具 備 品 | 12,857      | 10,452         | 2,404       |
| 合 計         | 194,057     | 161,773        | 32,283      |

### (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

|     |          |
|-----|----------|
| 1年内 | 22,164千円 |
| 1年超 | 50,780千円 |
| 合計  | 72,945千円 |

### (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |          |
|----------|----------|
| 支払リース料   | 32,379千円 |
| 減価償却費相当額 | 34,802千円 |
| 支払利息相当額  | 2,646千円  |

### (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

#### ① 減価償却費相当額

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### ② 利息相当額

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を支払利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種類   | 会社等の名称         | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 当<br>事<br>者<br>と<br>の<br>関<br>係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目           | 期末残高<br>(千円) |
|------|----------------|--------------------------|-------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 関連会社 | (株)富士部<br>品製作所 | 15,000                   | 自動車部品<br>製造販売     | (所有)<br>直接 27.5<br>間接 0.8     | 当社製<br>品の外<br>注加工               | 部品購入  | 899,144      | 買掛金          | 104,102      |
|      |                |                          |                   |                               |                                 | 材料支給  | 364,382      | 材料支給<br>未収入金 | 35,055       |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 部品購入については、揭示された見積原価、現行部品の価格及び各部品の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上、価格を決定している。
2. 材料支給については、市場価格、総原価を勘案し、検討・交渉の上、価格を決定している。
3. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 686円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 58円36銭  |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月20日

株式会社ユニバンス  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 和 雄 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニバンスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバンス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月20日

株式会社ユニバンス  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 和 雄 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニバンスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築及び運用されている体制の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係

る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月25日

株式会社ユニバンス 監査役会

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 常勤監査役 | 小 楠 | 孝 夫 ⑩ |
| 常勤監査役 | 才 木 | 進 ⑩   |
| 社外監査役 | 神 村 | 保 ⑩   |
| 社外監査役 | 豊 田 | 滋 ⑩   |
| 社外監査役 | 森 嶋 | 正 ⑩   |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営政策とし、当社の基本方針や当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、第78期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、その他剰余金の処分はございません。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は63,161,277円となります。

また、中間配当金（1株につき2円）を含めました年間配当金は、普通株式1株につき金5円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 鈴木 一和雄<br>(昭和22年3月18日生) | 昭和44年3月 当社入社<br>昭和58年7月 当社企画部長<br>昭和60年6月 当社取締役<br>昭和63年6月 当社常務取締役<br>平成7年6月 当社専務取締役<br>平成11年6月 当社代表取締役社長<br>平成18年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>(現任) | 2,541,487株     |
| 2     | 村松 通泰<br>(昭和29年3月9日生)   | 昭和51年3月 当社入社<br>平成16年7月 当社第二商品開発部長<br>平成18年7月 当社第一・第二商品開発部執行役員<br>平成20年6月 当社取締役常務執行役員<br>平成21年6月 当社代表取締役常務執行役員<br>(現任)                     | 21,679株        |
| 3     | 尾崎 徹<br>(昭和22年3月23日生)   | 昭和42年4月 当社入社<br>平成3年7月 当社品質保証部長<br>平成9年6月 当社取締役<br>平成15年6月 当社上席執行役員<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社取締役常務執行役員品質保証最高責任者、環境管理責任者<br>(現任)       | 34,847株        |
| 4     | 中村 寿男<br>(昭和23年1月21日生)  | 昭和45年4月 当社入社<br>平成11年10月 当社産業機械部長<br>平成14年7月 当社M/T・四駆カンパニー長<br>平成15年7月 当社執行役員<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社取締役常務執行役員財務担当責任者 (現任)          | 29,847株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | 中島 邦彦<br>(昭和20年3月19日生) | 昭和43年4月 ヤマハ発動機株式会社入社<br>平成11年5月 同社AM事業部長<br>平成13年6月 同社執行役員<br>平成15年6月 同社常務取締役<br>平成19年4月 当社顧問<br>平成20年6月 当社取締役常務執行役員<br>(現任)            | 21,629株        |
| 6     | 古橋 則昭<br>(昭和23年5月28日生) | 昭和46年3月 当社入社<br>平成10年1月 当社TQC・TPM推進室長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>P.T.ユニバンスインドネシア社<br>長(現任)<br>平成22年6月 当社取締役常務執行役員<br>(現任)                     | 3,000株         |
| 7     | 谷 朗<br>(昭和7年9月21日生)    | 昭和36年10月 当社入社<br>昭和41年5月 当社取締役<br>昭和50年5月 当社取締役副社長<br>昭和54年6月 当社代表取締役社長<br>平成11年6月 当社代表取締役会長<br>平成18年6月 当社取締役会長<br>平成20年6月 当社取締役相談役(現任) | 482,251株       |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 才木 進氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 才木 進<br>(昭和22年8月17日生) | 昭和45年4月 当社入社<br>平成4年8月 当社原価企画管理室長<br>平成10年1月 当社経理部長<br>平成11年6月 当社取締役<br>平成15年6月 当社上席執行役員<br>平成19年6月 当社常勤監査役(現任) | 28,230株        |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名に対し、当事業年度の業績を勘案して役員賞与総額11,000千円を支給いたしたいと存じます。

#### 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年6月24日開催の第75回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下、「現対応方針」といいます）を導入しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。

当社では、現対応方針導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、平成23年5月13日開催の当社取締役会において、本総会における出席株主の皆様の議決権の過半数の承認を得て可決されることを条件に、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下、変更後の対応策を「本対応方針」といいます）の継続を決定いたしました。

本対応方針は、「大規模な買付行為の是非は、株主の皆様の判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株券等の大規模な買付行為を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供と当社取締役会による一定の評価期間の確保を要請する大規模買付行為に関するルールを設定することで、株主の皆様が適切な投資判断を行えることを可能としております。

本対応方針の継続にあたっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本対応方針の具体的な内容は、〈添付文書〉のとおりであります。今回修正した主な内容は次のとおりです。

- (1) 「1.当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて」のうち、2015年に向けた中期経営戦略の策定に伴う所要の修正
- (2) 本対応方針の継続に伴う所要の修正

〈添付文書〉

## I. 会社の支配に関する基本方針

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従いまして、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させるものでなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値および株主共同利益を向上させるための取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記 I. の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. 当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて

#### (1) 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社グループは、昭和12年の設立以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、国際的に通用する駆動系製品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては、「ユニバンスは2015年に向け、独立メーカーとして技術を中心に生きていく」を経営ビジョンに掲げ、一つ目は「全社体質改善の徹底により、足元を固め筋肉質な企業体を築くこと」、二つ目として「市場、顧客ニーズに合致した高付加価値製品を効率的にビジネス展開すること」を活動の方針として取り組んでいます。

自動車部品業界において、お客様のニーズの多様化やグローバル競争を勝ち抜くため、製品・技術開発力強化、グローバル調達を推進させ、アジアでのビジネスを核にグローバルに競争力ある製品の提案に取り組んでまいります。

将来に向けた製品競争力強化につなげるため、“ものづくり”の強化と新技術の実用化に向けた高付加価値商品開発により次世代ビジネスを確立させ、企業価値向上に取り組んでまいります。

今後も、中・長期を見据えた連結経営としての将来に向けた大きな「経営革新」を図り、全社一丸によるグローバルな高収益企業を目指し推進してまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の皆様利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。また、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行い、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

取締役会は定時取締役会を1ヶ月に1回開催するとともに、必要に応じて常務会を開催し、経営に関する重要事項について十分な審議を行い決定につなげております。

監査役は5名で構成されており、うち2名が常勤監査役、3名が社外監査役であります。監査役には原則として財務・会計に知見を有する人材を選任するとともに、経営陣からは独立した立場にある社外監査役を選任し、業務執行に対する監査役の監督機能を充分果たせる仕組みを構築しております。

また、社長直轄の内部監査室を設け、内部統制システムを整備し、内部牽制と監査体制を強化しております。

## Ⅲ. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組み）

### 1. 本対応方針導入の目的

当社は株主の皆様が大規模買付者（下記2. に定義されます。）による大規模買付行為に应ずるか否かを判断する場合において、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する適切な評価・意見等が株主の皆様に適切に提供されることが重要と考えております。このことが会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主共同利益を確保・向上させると考えます。以上の考えに基づき、当社取締役会は大規模買付行為に際して、株主の皆様が買付に应じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただけるように、取締役会が大規模

買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることと致しました。

なお、当社の把握する限り、平成23年3月31日現在において、当社関係者（役員およびその関係者等）によって当社の発行済株式総数の約22%が保有されておりますが、この保有状況は、各々の事情により譲渡・相続・その他の処分がなされ分散化が進む方向にあり、また将来的には設備投資・研究開発投資のための資金調達を資本市場において行う可能性があり、当社の発行する株式の流動性がさらに増すことは十分に考えられ、今後当社の企業価値および株主共同の利益に反する株式の大規模買付がなされる可能性があります。

現時点において、当社が具体的に第三者から大規模買付提案を受けている事実はありません。当社の直近の大株主の状況等は別紙1のとおりです。

## 2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買い増し行為をいいます。いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、又は、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）又は、②特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当た

って、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

#### (1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

また、大規模買付提案があった事実および当社取締役会に提案された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断の必要性を考慮し適宜開示します。

#### (2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために日本語による必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）の提供を受けるためにその必要なリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付情報の書面での提供を依頼します。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが交付項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む）
- ②大規模買付の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）
- ③大規模買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- ④大規模買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）

- ⑤大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）
  - ⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
  - ⑦大規模買付の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針
- なお当初提出いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

### （3）取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式買付の場合)又は90日以内(その他の買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

### （1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款で認められる措置（以下「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置の一つとして株主の皆様へ新株予約権無償割当を行う場合の概要は別紙2に記載のとおりです。

### （2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

当社株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身をご判断いただくこととなります。

もっとも大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、例外的に、当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

具体的には以下の①から④の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると思われま

- ①下記に掲げる行為により、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
  - a 当社株式を買い占め、その株式につき当社又は当社関係者に対して高値で買取を要求する行為
  - b 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを、大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為
  - c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付等、株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付である場合
- ④買付者等による買付後の経営方針又は事業計画の内容が著しく不十分又は不適當である場合

## 5. 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続き

### (1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされる

ことを防止し、その判断の合理性および公平性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者から選任します。

独立委員会規程の概要につきましては別紙3に記載のとおりです。なお、独立委員会の委員は、別紙4に記載の各氏を予定しております。

## (2) 対抗措置発動の手続き

本対応方針においては上記4.(2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。一方、上記4.(1)に記載のとおり対抗措置を講じる場合、ならびに上記4.(2)に記載のとおり例外的に対抗措置を講じる場合には、その合理性および公平性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか等を判断した上で、対抗措置の発動の是非について3.(3)の取締役評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を株主の皆様にも適時開示いたします。

## (3) 対抗措置発動の停止等について

上記4.(1)又は(2)において当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当の中止により、又は新株予約権の効力発生日の翌日から権利行使期間開始日の前日までの間は、無償取得の方法により対抗措置の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな開示を行います。

## 6. 本対応方針が株主および投資家の皆様に与える影響

### (1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と検討期間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主共同の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として上記4. のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを選定した場合、関連法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、別途、当社取締役会が決定し公告する基準日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当該株式を受領する為に格別の不利益は発生しません。（新株予約権の割当を受けられた株主の皆様が、当該新株予約権を譲渡しない場合に限りです。）

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、および当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主の皆様が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売買等をおこなった株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不

利益が発生する可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権にかかる基準日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとる場合には、その時点での新株予約権の保有者である皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては実際に新株予約権の無償割当を行う事になった際に、関連法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

(4) 新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付す為、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡および大規模買付者に対する譲渡以外は、原則譲渡を認めるため、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。

## 7. 本対応方針の適用開始、有効期限、継続および廃止

本対応方針は本定時株主総会で承認されることを条件に発効します。本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応方針の有効期限は、3年間（平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とします。なお、本対応方針を継続（一部修正した上での継続を含みます。）する場合には定時株主総会の承認を経ることとします。

当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、又はこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で本対応方針を修正又は変更する場合がございます。

また、本対応方針はその有効期間中であっても、株主総会および取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合には、その時点で、本対応方針は廃止されるものとします。

当社は本対応方針の継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

8. 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること、当社の企業価値および当社株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにその理由

(1) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にはのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(2) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

I. 「会社の支配に関する基本方針」で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かを最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単

独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）に沿うものであります。

以 上

(別紙1)

**当社株式の状況**  
(平成23年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 65,000,000株
2. 発行済株式総数 23,396,787株
3. 株主数 2,217人
4. 大株主(上位10名)

| 氏名又は名称      | 所有株式数(千株) | 発行済株式総数に対する<br>所有株式数の割合(%) |
|-------------|-----------|----------------------------|
| 鈴木 一和雄      | 2,541     | 10.86                      |
| スズキ株式会社     | 1,937     | 8.28                       |
| 大同特殊鋼株式会社   | 1,900     | 8.12                       |
| 株式会社静岡銀行    | 956       | 4.09                       |
| 株式会社ミツバ     | 612       | 2.62                       |
| 谷 史子        | 590       | 2.52                       |
| 富裕会持株会      | 571       | 2.44                       |
| 谷 朗         | 482       | 2.06                       |
| 株式会社みずほ銀行   | 330       | 1.41                       |
| ユニバンス従業員持株会 | 288       | 1.23                       |

(注) 当社は、自己株式2,343,028株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

以 上

(別紙2)

**新株予約権無償割当の概要**

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株数(但し、当社の保有する当社株式を除く)1株につき新株予約権1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める基準日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(但し、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者に属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者以外の株主が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き換えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる。

当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

#### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(別紙3)

### **独立委員会規程の概要**

#### 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

#### 2. 構成

- (1) 独立委員会の委員は、3名以上とする
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者等から選任するものとする。
- (3) 社外有識者を委員とする場合には、当社に対する善管注意義務等を定めた契約を当社との間で結ぶものとする。

#### 3. 任期

各委員の任期は選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、各委員の再任はこれを妨げない。

#### 4. 役割

- (1) 独立委員会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」に基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。
- (2) 独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

## 5. 招集

当社取締役会又は独立委員会各委員は大規模買付行為がなされようとする場合、その他必要に応じ独立委員会を招集することができる。

## 6. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

(別紙4)

### 独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

|                      |                                                                                                                            |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡野隆男<br>(昭和19年5月8日生) | 昭和50年 4月 荻野洋三法律事務所入所<br>昭和54年 3月 岡野法律事務所開設<br>平成7年 4月 第二東京弁護士会副会長<br>平成9年 6月 銀座南法律事務所設立現在に至る                               |
| 豊田滋<br>(昭和19年4月8日生)  | 昭和39年 4月 名古屋国税局採用<br>平成10年 7月 中津川税務署長<br>平成14年 7月 静岡税務署長<br>平成15年 9月 豊田滋税理士事務所開設<br>平成18年 6月 当社監査役現在に至る                    |
| 森嶋正<br>(昭和23年1月23日生) | 昭和47年 4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所<br>昭和51年 3月 公認会計士開業登録<br>平成5年 11月 アーサーアンダーセン・パートナー (現有限責任あずさ監査法人代表社員) 退任<br>平成18年 6月 当社監査役現在に至る |

(注) 各氏と会社との間に特別の利害関係はありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

